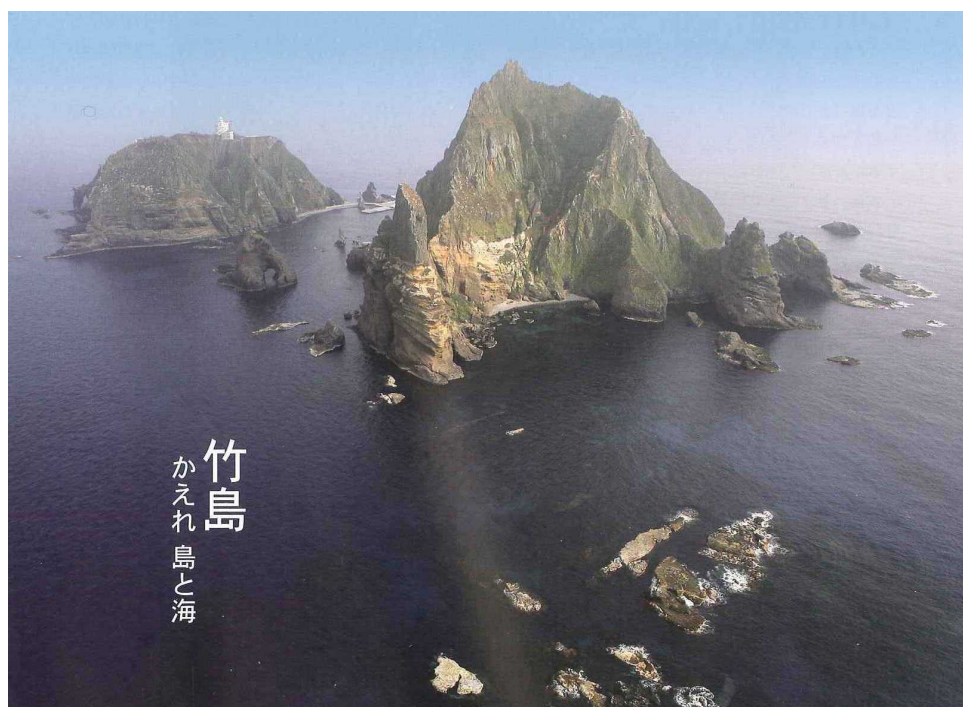


様

竹島の領土権の早期確立等について

要 望 書



島 根 県
島 根 県 議 会

竹島の領土権が早期に確立するよう下記の事項について要望します。

記

- 1 衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること
 - (1) 国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること
 - (2) 新設された「内閣官房 領土・主権対策企画調整室」のもと、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること
 - (3) 竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること
 - (4) 「竹島の日」を閣議決定すること
- 2 学校教育において竹島問題を積極的に取り扱われるよう取組みを強めること
- 3 国境に位置する離島については、領土保全という特別な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講ずること

平成25年2月22日

島根県知事 溝口 善兵衛

島根県議会議長 原 成 充

現状と課題

○ 韓国による竹島の不法占拠

竹島は、韓国の警備隊員の常駐など、60年近くにわたって不法に占拠され、漁業権などの我が国の主権が行使できない状況になっている。



○ 北方領土問題と同様に、国における広報啓発活動が必要

竹島を含めた所管組織として「内閣官房領土・主権対策企画調整室」が設置されたものの、北方領土問題においては、「北方領土の日」の制定や広報啓発施設である「北方館」なども設置され、全国的な広報啓発活動が定着している。

○ 「竹島の領土権の早期確立に関する請願」が衆議院、参議院で採択

国際司法裁判所における解決を含めた外交交渉の展開及び国における所管組織の設置と啓発活動の取組を求める請願が、平成18年6月16日に採択された。これを受け、内閣から処理経過が衆参両院に報告された。

○ 「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議」が衆議院、参議院で採択（平成24年8月）

この決議では、竹島問題の解決に関して「我が国政府は、断固たる決意をもって、韓国政府に対し、毅然とした態度をとり、我が国政府が一丸となって、竹島問題について効果的な政策を立案・実施するべきである。」とされている。

○ 平成20年7月、中学校学習指導要領解説社会編（地理的分野）に竹島が記載

小学校では第5学年の社会科教科書5種全てに、中学校では地理的分野4種全て、公民的分野7種全てに竹島が取り上げられた。

また、高校では、平成25年度から使用する教科書において、地理7冊全て、現代社会の大半で竹島が取り上げられた。

○ 他国と国境を接する離島に人が暮らすための特別な支援が必要

離島に人が住んでいることが他国による不法占拠の防止や領土保全につながっていることを考慮し、生活基盤確保のための特別措置が必要である。

本県の取り組み状況・方針

○ 「竹島の日を定める条例」の制定に伴う啓発活動の実施

県民、市町村及び県が一体となって領土権の早期確立を目指した運動を推進し、国民世論の啓発を図ることを趣旨とした条例が制定され、この趣旨に沿った啓発活動を実施する。

竹島の日：2月22日

施行：平成17年3月25日

第7回目を迎えた「竹島の日」
記念式典で挨拶する島根県知事
(平成24年2月22日)



○ 竹島資料室の設置運営

平成19年4月に「竹島資料室」を開設し、竹島問題に関する資料の収集整理・閲覧・提供を実施している。

○ 第3期竹島問題研究会の設置

第1期研究会（平成17～19年）、第2期研究会（平成21～24年）に引き続き、平成24年10月に第3期研究会（下條正男座長）を設置し、史実に基づいた調査研究を継続している。

○ 竹島問題を考える講座の実施

平成20年度から竹島問題の理解を広め、かつ深めるため、県内外の一般の方を対象に年4回程度「竹島問題を考える講座」を実施している。

○ 学校における竹島学習

県内の学校では、県が独自に作成した竹島学習副教材DVDや竹島学習リーフレット等を使った学習が進められ、現在は全ての小・中学校、高等学校、特別支援学校で竹島に関する学習を実施している。



竹島学習副教材DVD・リーフレット